

# RIMS サービス利用規約

## 第1章 総則

### 第1条（目的・適用）

(1) RIMS サービス利用規約（以下「本規約」という。）は、RIMS、RIMS AI、RIMS-SIS、RIMS CRM、BOIS 及びそれらに関連するシステムの提供から構成される RIMS サービス（以下、「RIMS サービス」という。）に共通して適用される基本的事項について定めるものです。RIMS サービスを構成する個々のサービスにのみ適用される特別の事項については、サービス毎に作成する利用規則（以下「利用規則」という。）においてこれを定めるものとし、本規約と利用規則の間の齟齬がある場合、利用規則の定めが優先するものとします。

(2) RIMS サービスを共同運営する株式会社アイソプラ及び株式会社アクア（以下「当社」という。）は、本規約及び利用規則（以下、総称して「本規約等」という。）に基づき、RIMS サービスを提供します。

### 第2条（定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ、以下の各号に記載の意味で使用します。

|   | 用語    | 用語の意味                                                                                                                                                                  |
|---|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 契約者   | RIMS サービスの契約者（第5号の利用契約を当社と締結した者）。                                                                                                                                      |
| 2 | 認定利用者 | 契約者との間で、会社法上の親子会社関係にある、又は、フランチャイズチェーン、ボランティアチェーン等の出資、人事、資金、技術若しくはノウハウ面等における継続的な契約関係に基づく同一の企業集団を形成する契約者以外の者であって、当社が個別の利用認定（第6号）をすることにより、RIMS サブライセンス（第10号）を取得した法人又は自然人。 |
| 3 | 契約者等  | 契約者及び認定利用者。                                                                                                                                                            |
| 4 | ユーザー  | RIMS サービスのユーザーアカウント（第14号）を割り当てられた契約者等の役員若しくは従業員であって、RIMS サービスのアプリケーションを最終的に使用・操作する自然人。                                                                                 |
| 5 | 利用契約  | 本規約に基づき当社と契約者との間に締結される RIMS サービスの提供に関する契約。                                                                                                                             |
| 6 | 利用認定  | 本規約に基づき当社が認定利用者に対して行う、認定利用者による RIMS サービスの利用を承諾する旨の意思表示。                                                                                                                |
| 7 | 契約者設備 | RIMS サービスの提供を受けるために契約者等が設置する電子                                                                                                                                         |

|    |              |                                                                                                                                                                                                                             |
|----|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |              | 計算機、電気通信設備その他の機器及びアプリケーション及び電気通信回線。                                                                                                                                                                                         |
| 8  | RIMS サービス用設備 | RIMS サービスを提供するにあたり、当社が設置する電子計算機、電気通信設備その他の機器及びアプリケーション及び電気通信回線。                                                                                                                                                             |
| 9  | RIMS ライセンス   | 利用契約に基づいて契約者に付与される RIMS サービスの提供を受ける権利。                                                                                                                                                                                      |
| 10 | RIMS サブライセンス | 当社による利用認定に基づいて認定利用者に対して付与される RIMS サービスの提供を受ける権利。                                                                                                                                                                            |
| 11 | ライセンス付与認定    | 当社が契約者等に対して行う RIMS ライセンス及び RIMS サブライセンス付与の認定。                                                                                                                                                                               |
| 12 | ユーザーID       | 契約者等又は個々のユーザーとその他の者を識別するために用いられる符号。                                                                                                                                                                                         |
| 13 | パスワード        | ユーザーID と組み合わせて、契約者等又は個々のユーザーとその他の者を識別するために用いられる符号。                                                                                                                                                                          |
| 14 | ユーザーアカウント    | 個々のユーザーに対して付与されるユーザーID 及びこれに対応するパスワード、又はこれらを割り当てられることによって付与される RIMS サービスのアプリケーションに関する使用権限。                                                                                                                                  |
| 15 | RIMS マニュアル   | RIMS サービスの具体的な機能、仕様、利用方法及び利用に際しての禁止事項及び注意事項等の細目的事項を記載するために当社が作成する文書。                                                                                                                                                        |
| 16 | 初期費用         | 契約者が、RIMS サービスの利用を開始するために、利用の開始に際して当社に支払うべき金銭である、当社が契約者に RIMS サービスを提供するための準備及び手続きに伴う費用（RIMS ライセンス料及び RIMS サブライセンス料を含む）。<br>なお RIMS サービスの利用を開始するにあたり、当社が必要と判断した各種設定作業及びデータ移行作業等（以下「導入作業費」という。）を伴う場合は、導入作業に係る費用も初期費用に含むものとする。 |
| 17 | 定例費用         | 契約者が、RIMS サービスの利用（ライセンスの利用、SaaS サービスの利用、サポートの利用を含む。）を継続するために、月又は年毎に当社に継続的に支払うべき金銭（以下、「サービス利用料」という。）及び以下の料金からなる費用。<br>・オプション機能の利用料（以下「オプション機能利用料」という。）                                                                       |

|    |      |                                                                       |
|----|------|-----------------------------------------------------------------------|
|    |      | ・契約者等が当社に対して依頼した各種作業に関する費用（以下「作業費用」という。）のうち、定例的な作業費用（以下「定例作業費用」という。）。 |
| 18 | 利用料金 | 初期費用及び定例費用。                                                           |

### 第3条（通知）

（1）当社から契約者等への通知は、利用契約に特段の定めのない限り、通知内容を RIMS サービス管理画面（契約者等に表示する「お知らせ欄」に表示するものとし、以下同様とします。）、電子メール又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

（2）前項の規定に基づき、当社から契約者等への通知を RIMS サービス管理画面、電子メール又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者等に対する当該通知は、それぞれ RIMS サービス管理画面、電子メール又は当社のホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

### 第4条（本規約等の変更）

（1）当社は、本規約等を変更する場合、当社のホームページに変更後の規約（改訂版規約）を掲載の上、改訂版規約の施行日の1か月以上前に、RIMS サービス管理画面、電子メール又は当社のホームページにおいて、規約を変更する旨とその施行日についての通知を行うこととします。

（2）契約者は、本規約の変更に同意しない場合、利用契約を前項の改訂版規約の施行日以降の将来に向かって解除することができるものとし、この場合には、第16条（契約期間・解約）第2項の最低利用期間に関する規定が適用される場合であっても同項に定める違約金の支払いを要しないものとします。

（3）前項による利用契約の解除権については、改訂版規約の施行日の経過をもって消滅するものとし、その後の契約者等による RIMS サービスの継続利用をもって、契約者等は変更後の規約の内容に同意したものとみなすこととします。

## 第2章 RIMS サービスの提供

### 第1節 総則

#### 第5条（RIMS サービスの利用）

（1）RIMS サービスのご利用には、本規約に同意し RIMS ライセンスを取得すること、又は、契約者から RIMS サービスの利用に関する承諾を得た上で当社による利用認定を受け

ることにより RIMS サブライセンスを取得することが必要です。いずれの場合においても、契約者及び認定利用者は本規約を順守して RIMS サービスをご利用いただけますが、RIMS サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものではありません。

(2) 前項の規定に反して、RIMS ライセンス又は RIMS サブライセンスを取得することなく RIMS サービスを利用した場合、又は、付与された権限の範囲を超えて RIMS サービスを利用した場合には、その場合の利用者は、正規の利用料金の 3 年間分にあたる金額を当社に対して支払う義務を負う他、この利用行為によって当社に損害を与えた場合には、これらの損害を当社に対して賠償するものとします。

## 第 2 節 利用契約の締結

### 第 6 条（申込みの方法）

(1) 利用契約を締結しようとする方（以下「お客様」といいます。）の申込みの方法は、当社のホームページから申し込む方法とします。

(2) 前項の申込みは、当社のホームページから、当社が指定する項目を申込みフォームの体裁に従って漏れなく入力したうえ、申込みフォームの入力時に画面に表示される手順に従って送信の操作を行っていただくものとします。

### 第 7 条（申込の審査・見積書・発注書の提示）

(1) 当社は、前条の申込みを受領後、速やかにその内容を審査し、お客様に対して電子メール・電話・訪問等による質疑応答をさせていただきます。

(2) 当社は、前項の審査及び質疑応答の後、お客様に対し、お客様の事業形態・組織形態を考慮して利用契約の当事者として扱うべき契約者及び契約の単位（第 13 条）を指定し、お客様が希望されるサービス内容及び利用形態から当社が契約者等に提供する必要があると考えられるサービスメニュー及びオプションサービスの内容、利用開始段階において必要となる導入作業の内容とこれに対応する利用料金を、初期費用、導入作業費、定例費用、オプション機能利用料、定例作業費用の項目毎に、見積書をもってご提示いたします。

(3) 当社は、前項の見積書を提示する際には、記名・押印欄が空白となった状態の発注書を併せてお渡しいたします。この発注書は、お客様から頂いた申込の内容を確認するための書類ですので、お客様はこの内容をご確認の上、疑義がなければ発注書に記名・押印し、本規約等に同意する旨をご記入の上、これを当社までご提出いただくものとします。

(4) 当社は、前 2 項の他、認定利用者として扱うべき法人又は自然人の関係者がある場合（フランチャイズチェーン、ボランティアチェーン等の形式で事業を営む場合を含みます。）には、契約者（フランチャイズチェーンの場合は本部）に対して、利用認定が得られた場合において、当該契約者の認定利用者が利用するサービスメニュー及びオプションサービスの内容を確認させていただきます。

(5) 当社は、本条の審査及び質疑応答の結果、お客様から頂いたお申込みをお断りさせていただく場合があることを、お客様は予めご了承ください。お申込みに対する審査等の結果に対してお客様は一切の異議を申し出ないものとします。

(6) 当社は、本条所定の見積書の他、概算の利用料金をお客様に対して案内することを目的とした概算見積書又は料金表等を作成・提示することがありますが、これらの文書については一切の法的拘束力がないものとして扱うものとします。

#### 第8条（第三者へ一部の業務を委託する場合の特則）

(1) RIMS サービスの利用に際して、当社以外の者（ホームページのデザイン制作会社等）に対して、RIMS サービスと連動するホームページ等の制作を委託する等、又は第三者に対して RIMS サービスを用いた業務又はサービスの提供を委託する場合には、契約者等は、事前に第三者に委託して制作する制作物の仕様の詳細、制作期間及びその他の契約の具体的内容を当社に開示の上、当社が承認する内容の「API 仕様書開示同意書」の提出を要するものとします。

(2) 前項の承諾を得なかったこと又は通知を怠ったことにより、当社が実施する作業の内容が変更又は増加した場合には、契約者はこの変更又は増加に伴う作業費用を当社に対して支払うこととします。

#### 第9条（利用契約の種類）

(1) 利用契約に基づく RIMS サービスの提供に係る直接の権利義務は、当社と契約者との間にのみ存在し、契約関係は次のとおりとします。

当社は、契約者に対して、直接 RIMS ライセンスを付与し、契約者は当社に対して直接利用料金の支払義務を負います。この場合の利用契約の当事者は当社と契約者です。なお、第三者が当社へお客様の取次又は紹介を行うことにより、当社とお客様との間で直接契約が締結された場合には、当社がその第三者に対して紹介料を支払うことがありますが、当該第三者は RIMS サービスに関しては何らの権利義務も有さず、利用契約に基づく債権債務関係は当社とお客様又は契約者との間に帰属するものとします。

(2) 前項の規定は、前項に定めるものと異なる契約関係を生じる、個別の契約を当社が締結することを妨げないものとします。

#### 第10条（利用契約の成立・成立要件）

利用契約は、次の各号に掲げるすべての事由を要件として成立するものとします。

(1) 第7条第3項の発注書が当社に到達すること。

(2) 当社が「API 仕様書開示同意書」を受領すること（第8条の適用がある場合）。

(3) お客様が第7条第2項の見積書に定める初期費用のうち、見積書記載の利用開始日までに支払うべきことが定められているものについての支払いを全て完了すること。

(4) 当社からライセンス付与認定（第 12 条）を契約者が受けること。

#### 第 11 条（利用契約の成立時期）

利用契約は、当社からライセンス付与認定（第 12 条）が契約者になされた時に成立するものとします。

#### 第 12 条（ライセンス付与認定）

(1) 当社は、第 7 条第 3 項の発注書に記載されたサービスの提供を開始した場合には、電子メールの送信等による方法をもって、その旨を契約者に通知するものとします。また、第 10 条第 1 項乃至第 3 項の事項がすべて完了した場合には、ライセンス付与認定をいたします。ライセンス付与認定は、RIMS ライセンス及び RIMS サブライセンスを契約者等が取得したことを認定することであり、契約者等に対し当社が RIMS サービスを提供開始したことをもって認定したものとみなします。

(2) 利用契約が解除された場合は、利用契約の解除をもって当社の契約者に対するライセンス付与認定は終了するものとします。

### 第 3 節 利用契約

#### 第 13 条（契約の単位）

(1) 利用契約は、原則として、法人、拠点（店舗・営業所）又は事業部門等を単位として締結されるものとし、契約の取消、解除又は変更等は、これを単位として行うものとします。

(2) 第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の利用開始段階において必要となる導入作業、又は、利用の過程で契約者等が当社に対して依頼する作業である第 20 条（カスタマイズ等）又は第 28 条第 5 項（所定の範囲を超えた作業）などにかかる業務委託契約については、その契約の目的毎に前項の単位に基づき契約締結されるものとします。

#### 第 14 条（認定利用者による利用）

(1) 契約者は、当社があらかじめ利用認定をした認定利用者に関し、RIMS サービスを利用させることができるものとします。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、認定利用者に対して本規約の各条項を順守するよう管理監督し、認定利用者による利用における一切の行為に関して、契約者がなしたものとして、一切の責任を負うものとします。

(2) 認定利用者は、当社及び契約者に対し、次の各号に定める事項を約するものとします。なお、認定利用者は、当社に対する利用料金の支払義務を直接負うことはありませんが、契約者が当社に対して支払うべき利用料金のうち、認定利用者自身の利用部分に係る部分については、その支払を当社に対して保証するものとします。

①本規約等及び利用契約の内容を承諾し、遵守すること。

②契約者と当社との間の利用契約が終了した場合は、認定利用者に対する RIMS サービスの提供も自動的に終了すること（RIMS サブライセンスが失効すること）。

③第三者に対し、RIMS サービスを利用させないこと。

④請求原因の如何を問わず、RIMS サービスに関して当社に損害賠償請求等を含め一切の責任追及を行うことができないことを承諾すると共に、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。

(3) 契約者は、当社から受領した RIMS サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、これを速やかに伝達するものとします。

(4) 契約者は、認定利用者が本規約に違反した場合、直ちに当該違反を是正させる義務を負うものとします。

#### 第15条（利用契約の変更）

(1) 契約者は、当社所定の変更申込書又は電子メールにて、2 か月以上前に利用契約の変更予告を通知するものとします。また、サービスメニュー（機能）やオプションの停止の場合、定例費用の日割り精算（年額の場合の月割精算を含みます。）は行わないものとし、その予告通知が2 か月未満の期間で為された場合は、通知日の翌々月の末日までの定例費用（月額）を支払うものとします。

(2) 当社は、前項の通知があった場合、内容を審査のうえ変更予告に即して作業に着手します。なお、契約内容の変更は、変更されたサービスメニュー（機能）やオプション毎に開始又は停止された時点をもって効力を生じるものとします。

#### 第16条（契約期間・解約）

(1) 利用契約は、年契約と月契約があり、ともに自動更新となります。契約者は、当社所定の利用解約申請書にて、次回更新日の2 か月以上前に解約予告通知をすることにより、利用契約を解約できるものとします。本項に基づき契約者が利用契約を解約した場合、定例費用の日割り精算（年額の場合の月割精算を含みます。）を当社は行わないものとし、解約予告通知が次回更新日の2 か月未満の期間でなされた場合は、通知日の翌々月の末日までの定例費用（月額）を支払うこととします。なお、年契約は1 年単位の契約更新となり、途中解約はできません。

(2) 前項にかかわらず、最低利用期間を設定して利用契約を締結した場合、契約者は、最低利用期間内に利用契約を解約するときは、当社が定める期日までに、解約日以降から最低利用期間満了日までの残余の期間に対応する料金に相当する額を違約金として支払うこととします。

(3) 当社が利用契約を解除するには、次のいずれかの場合に該当することを要するものとし、この場合、当社は契約者に対し、その理由を開示の上、3 か月前の解除予告通知を行う

ものとしします。また、解除においては定例費用の日割り精算（年額の場合の月割精算を含みます。）は行わないものとしします。

①RIMS サービスを提供することが技術上又は経営上の理由から著しく困難になったとき。

②契約者等が第18条（地位の承継）又は第19条（契約者等の商号、氏名等の変更）所定の届出を怠っているとき。

③契約者等が第22条第3項に定めるウイルス、スパイウェア感染等の被害を生じさせたとき。

④契約者等が第24条に定めるユーザーID・パスワードの管理義務に違反したとき。

⑤契約者等が第27条第1項の協力に応じないとき。

⑥契約者等が第33条（過大な負荷を与える方法でのサービス利用の禁止）に違反したとき。

⑦契約者が第44条の割増金又は第45条の延滞利息の支払いに応じないとき。

⑧契約者等が利用料金又は当社の提供するその他サービスの料金若しくはその他当社に対して負担する金銭支払債務の支払いを怠るおそれがあるとき。

⑨契約者等が本規約を遵守しないとき。但し次項の場合を除く。

（4）前項の規定に関わらず、次のいずれかの場合に該当する場合、当社は利用契約を即時に解除することができるものとしします。 その場合、定例費用の日割り精算（年額の場合の月割精算を含みます。）は行わないものとしします。

①契約者等が利用料金又は当社の提供するその他サービスの料金若しくはその他当社に対して負担する金銭支払債務の支払いを現に3か月以上怠ったとき。

②契約者等が契約時に申し出た内容に虚偽又は不備があったとき。

③契約者等が、第14条（認定利用者による利用）、第17条（権利の譲渡の禁止）又は第32条（営業活動の禁止）に違反した場合。

④契約者等が第34条（違法行為等の禁止）又は第35条（営業秘密等の漏洩等の禁止）に違反したとき。

⑤契約者等が第37条第3項乃至第5項（著作権等）の規定に違反したとき。あるいは違反したことが合理的根拠から疑われるとき。

⑥第39条の規定により RIMS サービスの利用を停止された契約者等が、なおその停止の原因となった事実を解消しないとき。

⑦契約者等に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

（a）支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。

（b）手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

（c）差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。

（d）破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、

又は自ら申立をした場合。

⑧契約者等が宅地建物取引業者でなくなったとき。

⑨その他契約者等が本規約に対する重大な違反をしたとき又は業務遂行上著しい支障があるとき。

(5) 本条に基づいて利用契約が解除された場合、契約者等は直ちに RIMS サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器又は資料のうち当社が指定するものを当社に対して返還するものとします。

(6) 本条の解除は、契約者からの解除の場合は解除日の属する月の翌月初日から、当社からの解除の場合は解約予告通知に指定された解除日の翌日から、第4項所定に基づく解除の場合には解除通知日から、それぞれ将来に向かってその効力を生じるものとします。

(7) 本契約の失効後といえども、第5条第2項（RIMS サービスの利用）、第34条（違法行為等の禁止）、第35条（営業秘密等の漏洩等の禁止）、及び、第37条第3項乃至第5項（著作権）の規定は、効力を有するものとします。

#### 第17条（権利の譲渡の禁止）

RIMS ライセンス及び RIMS サブライセンスは契約者等のみに帰属するものであり、契約者等は、RIMS ライセンス、その他 RIMS サービスの利用に係る契約上の地位を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならないものとします。

#### 第18条（地位の承継）

(1) 法人の合併若しくは分割により契約者等の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人、若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書類を添えて直ちに当社に届け出るものとします。

(2) 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1法人を契約者と定め、これを届け出るものとし、届出から10日以内に限り、別の法人に変更する届出をすることができるものとします。

(3) 当社は前項の届出がされた法人を契約者として扱うものとし、地位を承継した2以上の法人のうち、他の法人が RIMS サービスのご利用を希望する場合には、新たに利用契約を締結するものとします。

(4) 当社は、前項の規定による契約者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を契約者として取り扱います。

(5) 当社は、本条の手続きが契約者からなされない期間においては、RIMS サービスの提供を行わないことがあります。

#### 第19条（契約者等の商号、氏名等の変更の届出）

(1) 契約者等は、その商号、氏名若しくは名称（営業所の名称を含みます。）、本店若しく

は営業所の所在地、連絡先又は請求書の送付先に変更があったときは、その旨を直ちに当社に届け出ていただきます。

(2) 前項に定める変更があったにもかかわらず届出がないときは、届出を受けている場所への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

(3) 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。また、届出内容の如何によっては、契約の単位（第13条）に変更を要する場合があります、この場合には当社の指示に従い、手続を取っていただきます。

(4) 当社は、契約者等が本条に定める届出を怠ったことにより契約者等が当社からの通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

## 第20条（カスタマイズ等の作業の委託及び制限）

(1) 当社は、契約者等から、RIMS サービスに関するカスタマイズ、変更又は改修（以下、「カスタマイズ等」という。）の依頼を受けた場合、SaaS 型のサービスである RIMS サービス全体への影響を考慮して、カスタマイズ等を実施するか否かを総合的に判断します。当社がリスクと判断したものに関しては対応しないものとし、契約者等は一切の異議を申し出ないものとしします。

(2) 契約者等に対して RIMS サービスのカスタマイズ等を提供した場合、カスタマイズ等の対象となった部分のプログラムを含む全てのアプリケーション（作業過程で生じた発明を含みます。）の著作権及びその他の知的財産権の一切が当社に専属するものとし、そのカスタマイズ費用の負担に関わらず、当社は、他の契約者等に対しても、任意の判断でこれを提供することができるものとしします。

(3) RIMS サービスに関わるカスタマイズ等の作業については、必ず当社に委託し、当社との間の契約に基づいて行うこととします。当社以外に対して委託する場合には、第8条第1項の定める手続に従い、事前に当社に対して具体的な委託業務の内容を開示の上、当社の事前の書面による承諾を得ることとします。

(4) 当社がカスタマイズ等の作業を行うことを目的とした契約を契約者等と締結した場合であっても、作業の過程で、他の契約者等に不利益な影響を与える可能性がある判断した場合には、この契約を任意の判断で遡及的に解除すること、あるいは予定していた納期を任意に変更すること等、契約内容を変更することができるものとしします。

(5) 契約者等が、当社との間でカスタマイズ等の取引を行う場合、当社は、実施すべき業務の内容及び作業費用について見積書をもって提示するとともに、この見積書に対応する発注書（記名・押印欄が空白となった状態のもの）をお渡しいたします。お客様は、この内容をご確認の上、疑義がなければ、この発注書に記名・押印し、これを当社までご提出いただくものとしします。

(6) カスタマイズ等の納品日は、契約者等と当社が協議の上に決定するものとしします。契

約者等は納品日より 5 営業日以内に検収をするものといたします。

## 第 4 節 サービス

### 第 2 1 条（RIMS サービスの種類と基本的内容）

(1) 当社が一般的に提供する RIMS サービスの種類、サービスメニュー（機能）及びオプションの内容は利用規則及び別途価格表に定めるとおりとします。

(2) 当社が RIMS サービスを提供する区域は、日本国内に限定されるものとします。

(3) RIMS サービスは当社が必要と判断した場合には、海外からのアクセスを遮断できるものとします。

(4) 契約者等は、以下の事項を了承の上、RIMS サービスの提供を受けるものとします。

①第 2 6 条（経路等の障害）又は第 5 3 条（免責）に掲げる場合を含め RIMS サービスには当社に起因しない不具合が生じる場合があること。

②当社に起因しない RIMS サービスの不具合については、当社は一切の責任を免れること。

(5) RIMS サービス内で提供される AI 機能は、あくまで契約者等の作業の補助するものであり、その正確性及び完全性を担保するものではなく、最終的な確認は契約者等によって行うものであることを契約者等は承諾するものとし、AI 機能の正確性及び完全性の担保に関する点について、当社に対して一切の異議を申し出ないものとします。

### 第 2 2 条（推奨環境）

(1) 当社は、RIMS サービスのご利用にあたって当社が推奨するハードウェア、OS、インターネット通信回線等の種類、バージョン、規格等の環境（以下「推奨環境」という。）を契約者等に第 3 条（通知）に定める方法にて提案いたします。契約者等は、自己の費用負担と責任においてこの推奨環境に適合する契約者設備を調達するものとします。

(2) 前項に定める推奨環境に適合・準拠しない状態で RIMS サービスを利用する場合、契約者等は、RIMS サービスの全部又は一部の機能が正常に作動しない等の不具合が生じる恐れがあること、及び、この不具合に基づいて契約者等に発生した損害について当社が一切の責任を負わないことに同意するものとします。

(3) 前項の他、契約者等が推奨環境に適合・準拠しない状態で RIMS サービスを利用したことにより、RIMS サービス側にウイルス感染、スパイウェア感染等の被害が生じた場合には、契約者等は、当社に対し、当社に発生した損害を賠償するものとします。

### 第 2 3 条（再委託）

当社は、RIMS サービスを運営するため又は契約者等に対する RIMS サービスの提供（サービスメニューやオプションの提供を含む）をするために必要となる業務の全部又は一部を

当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先に対し、当該再委託業務の遂行について本規約等の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

#### 第24条（ユーザーID・パスワードの発行、追加・管理）

（1）当社は、RIMS サービスの提供の開始に際して、契約者等に対し、電子メールにより、契約者等が使用する RIMS サービスのサーバの URL、ユーザーID 及びパスワード（次項の作業を契約者等において行うための最高管理者アカウント）を発行し、基本操作手順等をご案内いたします。

（2）契約者等は、前項の URL にアクセスし、前項のユーザーID 及びパスワードを使用して RIMS サービスにログイン後、このパスワードを変更するものとします。また、契約者等は、RIMS マニュアルの操作手順に従い、必要なユーザーアカウントを作成するものとします。契約者等は、これらの操作により設定したユーザーID 及びパスワードの全てを善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが、当社に届け出た範囲又は当社が利用認定を付与した範囲を超えて他の第三者に漏れないよう厳重な管理を尽くさなければならないものとします。なお、これらのパスワードについては 7 桁以上の文字列により構成するものとし、原則として 6 か月毎に変更する等の管理・保管手段をとることを要するものとします。

（3）契約者等は、ユーザーID 及びパスワードが他に漏れた場合等、当該ユーザーID 及びパスワードの使用を継続することが適切でないと判断される事象が生じたことを知り、又はその事象が生じたことを疑うべき事実があることを知ったときは、その旨を直ちに当社に書面で届け出るものとし、当社の指示に従うものとします。

（4）当社は、RIMS サービスを提供するために運用する各種のサーバにアクセスしようとする者に対して、ユーザーID 及びパスワードの入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめる認証システムを使用します。このシステムでは、正しいユーザーID を構成する文字列と入力されたユーザーID を構成する文字列及び正しいパスワードを構成する文字列と入力されたパスワードを構成する文字列がそれぞれ一致するときは、前項の届出がなされない限り、その者にユーザーアカウントがあるものとして取り扱います。

（5）当社は、契約者等が管理するパスワード等が不正に使用されたことにより契約者等に生じた損害について、一切の責任を負いません。また、当社は、第三者が前項の認証システムの動作を誤らせ、又はその他の方法で当社のサーバに不正にアクセスしたことにより契約者等に生じた損害について、一切の責任を負いません。

（6）契約者等は、本条に定めるパスワード等の適切な管理を欠いたために当社に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。また、第3項の届出がなされない期間における、当該ユーザーID 及びこれに対応するパスワードの使用によりなされた RIMS サービスの利用は、契約者によりなされたものとみなし、契約者はその利用料金の支払その他の債務の一切を負担し、当社に対して異議を述べないものとします。

(7) 第1項にて当社がご案内する情報には、ユーザーID 及びパスワードに代表される当社の RIMS サービスに関わる情報と、RIMS サービスと連動する SUUMO や HOME'S に代表される不動産物件情報サイト（以下「ポータルサイト」という。）の情報が含まれますが、後者の情報については、契約者等はポータルサイトが提示する情報の取扱基準を遵守するものとします。契約者等が情報の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、契約者等は、これを賠償する責任を負うものとします。

(8) 第2項に基づいて作成したユーザーアカウントの数が、利用契約締結時に定めた上限を超えた場合、又は契約の単位を逸脱して増加させた場合には、契約者は当社に対し、原則として、追加の初期費用及び定例費用を支払うものとします。

#### 第25条（インターネットへの接続）

当社は、契約者等がインターネット環境に接続するためのインターネット通信回線サービスを提供しません。RIMS サービスはアプリケーションをインターネット経由でご利用いただく SaaS 型のサービスであり、その利用に際しては、他の電気通信事業者との間におけるインターネット接続サービス利用契約の締結、又は専用回線サービス利用契約の締結等、インターネット環境に接続するための手段及びその他インターネット経由でサービスをご利用いただくときに必要となる電子計算機等の各種設備を契約者等の責任においてご用意いただく必要があります。

#### 第26条（経路等の障害）

当社は、RIMS サービスの提供に際して電気通信事業者の設備の故障等により、契約者等が RIMS サービスを適切に利用することができなくなった場合であっても、これにより契約者等に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第27条（バージョンアップ）

(1) 当社は、常に RIMS サービスを最善の状態に改良し続け、その品質を維持することに努め、随時、新機能の追加、バージョンアップ及び保守性能の向上のためのサーバ増設・移設等の各種施策を実施するものとし、契約者等はこれに必要な協力をするものとします。

(2) 契約者等が前項の協力に応じない場合、当社は RIMS サービスの内容及び品質につき一切の保証をすることができません。

(3) 契約者等は、新機能の追加、バージョンアップ及び保守性能の向上のためのサーバ増設・移設等が行われた場合、これらを随時利用することができるものとします。この場合、当社は、必要に応じて、RIMS マニュアルの改変、個別の利用規則の制定などを行うものとします。

(4) 新たなサービスメニューの追加等にあたる場合で当社が指定したものについては、契約者等は、当該追加料金の支払を行うことを条件として、これを利用することができるもの

とします。この場合、当社は、必要に応じて、本規約等の変更、RIMS マニュアルの改変、価格表の変更などを行うものとします。

第 5 節 サポート

第 2 8 条 (サポート)

- (1) 当社は、RIMS サービスに関する契約者等からの問い合わせに回答するサービス（以下「サポート」という。）を提供します。
- (2) 契約者等からの問い合わせは、原則「RIMS お問い合わせフォーム」にて受付いたします。契約者等は RIMS サービスを契約していることについて、当社が判断できる情報を提供すること、及び問い合わせをしたい対象の物件等の情報を提供するものとします。
- (3) サポートの業務は、当社の営業日（営業時間を平日 10 時～18 時とし、休日を土日祝日及び当社が指定する日とします。）に限り、これを行います。
- (4) 以下に定めるサポートは無償とします。
- ① RIMS サービスの利用方法に関する質問への回答及び助言
  - ② 契約者設備の利用方法に関する質問への回答及び助言
  - ③ 契約者設備の障害部位の切り分け、障害復旧に関する質問への回答及び助言
  - ④ 契約の状況及び内容に関する質問への回答及び助言
- (5) 前項所定の範囲を超えて、契約者等が当社に対して一定の作業の実施を委託する場合、当社は、これを有償にて実施します。委託料は内容に応じて都度見積とします。また、この作業費用については、第 2 0 条第 5 項の手続により通知を行うものとします。
- (6) 契約者等は、当社が RIMS サービスに関する契約者等へのサポートを行うため、契約者等の RIMS アカウント内において、RIMS サービスに係るサポートに必要な操作等を行うことのできる最高管理者権限を付したサポート用のユーザーアカウントを作成することを承諾するものとします。

第 2 9 条 (RIMS サービスレベル)

当社は RIMS サービスを契約者等に提供する際、以下の水準を満たすように努めるものとします。

|            |                   |
|------------|-------------------|
| サービス<br>対象 | RIMS（サーバアプリケーション） |
|------------|-------------------|

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| サービス<br>対象外   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働環境パブリッククラウドサービス自体（AWS）</li> <li>・各ポータルサイト（HOME'S、SUUMO 等）</li> <li>・通信事業者設備（データセンター設備、バックボーン回線、サービスプロバイダ等の通信経路等）</li> <li>・利用者設備（パソコン、携帯電話、スマートデバイス、モデム、ルータ等）</li> <li>・その他外部サービス（VR、トレース発注などの第三者提供サービス、第三者画像分析ソフトウェア、等）</li> <li>・当社以外の第三者が提供するサービス（例：Microsoft 製品、Apple 製品、オープンソース等）</li> </ul> |                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| サービス<br>概要    | 稼働時間・<br>可用性                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ①インシデント<br>解決<br>（障害復旧対<br>応）                                                                     | IT のインシデントについて、優先度別に解決を図ります。<br><br>利用者へ重大な影響（対象業務アプリケーションの稼働に深刻な支障がない）が発生しないよう努めます。                                                                                                                                                                                                                      |
|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ②可用性の確保                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ③システム監視                                                                                           | WEB サーバ <ul style="list-style-type: none"> <li>・リソース監視: CPU/Memory/HDD</li> <li>・プロセス監視: Apache/FTP/SMTP</li> <li>・死活監視: PING/URL</li> </ul> DB サーバ <ul style="list-style-type: none"> <li>・リソース監視: CPU/Memory/HDD</li> <li>・プロセス監視: MySQL</li> <li>・死活監視: PING</li> </ul> 上記を対象に異常を検知した際の自動通知（弊社内）を図ります。 |
|               | 利用者にお<br>ける問題の<br>解決                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ①お問い合わせ<br>窓口の提供                                                                                  | 利用者サポート窓口として、弊社又は総販売代理店に、利用者が最初に連絡する「RIMS お問い合わせフォーム」を設置します。                                                                                                                                                                                                                                              |
|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ②問題の解決                                                                                            | お問い合わせ窓口を中心に、利用者の問題に対して解決を推進します。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|               | データ保全                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ①利用者データ<br>保全活動                                                                                   | クラウド・サーバにて保存する利用者データの保全を図ります。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 可用性の<br>確保    | 目標値                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 98%（年） ※計画メンテナンスを除く                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| RIMS お<br>問いわ | 役割                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続を行うための支援、障害対応の支援</li> <li>・提供サービスに関する要求の受付</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|     |         |                                                                                                                 |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| せ窓口 |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供サービスに関するインシデントの受付</li> <li>・提供サービス内容に関する技術問合せ、変更要求の受付、及び対応</li> </ul> |
|     | 問合せ先    | RIMS お問い合わせフォーム<br><a href="https://www.rims-info.com/contact/">https://www.rims-info.com/contact/</a>          |
|     | 窓口時間    | 10:00～18:00※土日祝日及び弊社休業日を除く                                                                                      |
|     | 時間外対応   | システム監視対象に関する異常検知通知を受信した場合、緊急性の高い障害（システムダウン又はシステムの全面停止など）に関しては、ベストエフォートにて対応いたします。                                |
|     | 時間外緊急窓口 | 緊急窓口を設置し、窓口時間外の緊急性の高い障害（システムダウン又はシステムの全面停止など）のみ、受け付けいたします。                                                      |

### 第30条（ログの非公開）

（1）当社は、サーバに対するアクセスの状況の記録（以下「ログ」という。）を契約者等に知らせるサービスを提供しません（ただし当社が必要と認めた場合を除きます。）。

（2）当社は、ログを契約者等に知らせないことによって契約者等に生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第31条（データ等のバックアップ）

（1）当社は、RIMS サービスのサーバに保存されたデータ等について、その滅失又は損傷に備えてあらかじめその複製（以下「バックアップ」という。）を当社の判断の範囲で行いますが、別途有償のバックアップサービスとしてご契約いただいた場合を除き、バックアップを利用規約等及び利用契約上の義務として当社は負うものではありません。

（2）当社は、RIMS サービスのサーバに保存されたデータ等が何らかの事由により滅失又は損傷した場合において、これによって契約者等に生じた損害について、前項の有償バックアップサービスをご契約頂いている場合を除く他は、その事由の如何を問わず、一切の責任を負いません。

（3）当社は、RIMS サービスのサーバに保存されたデータ等が何らかの事由により滅失又は損傷した場合において、第1項の有償のバックアップサービスをご契約頂いている場合を除く他は、これを復元する義務を負いません。

（4）契約者等は、契約者等がRIMS サービスのサーバに保存するデータ等については、自らの責任で同一のデータ等を定期的にバックアップしておくものとします。

（5）当社がRIMS サービスに関連して制作又は準備した契約者等に関するデータ（画像データを含みますがこれに限られません。）がある場合、契約中又は解約時に関わらず、WEBブラウザに表示するもののみを対象として、契約者等による申し出があったときは、当社が必要と認めるときは、有償にて、当社が指定する形式で提供します（デザイン制作時の元デ

ータ等は対象外とします)。

## 第6節 禁止行為等

### 第32条（営業活動の禁止）

契約者等は、有償、無償を問わず、RIMS サービスを商材とした営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

### 第33条（過大な負荷を与える方法でのサービス利用の禁止）

(1) 契約者等は、RIMS サービスのサーバその他の設備に過大な負荷を与えるような方法（なお、以下は例示であって限定されません。）で RIMS サービスを利用してはいけません。

①RIMS サービスにおける公開情報へのクローリング（自動巡回プログラムの利用）を禁止。

②当社が過大な負荷と判断した行為を禁止。

(2)RIMS サービスは、TVCM や TV 放映などによるアクセス集中を想定しておりません。その為、RIMS に連動する HP への、契約者等の理由によるアクセス集中やインターネット上の攻撃等が発生した場合、他の RIMS ユーザーへの影響を考慮し SaaS サービスである RIMS のご利用を停止する場合があります。

### 第34条（違法行為等の禁止）

(1) 契約者等は、RIMS サービスを利用して、法令等（自己が属する公的団体の制定したガイドライン等を含む。）により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為を自ら又は第三者に依頼して行ってはいけません。

(2) 契約者等は、当社が契約者等に提供している RIMS サービスを第三者が不正に利用して、法令等により禁止されている行為又は公序良俗に反する行為を行っていることを知ったときは、その旨を直ちに当社に書面で届け出るものとします。

### 第35条（営業秘密等の漏洩等の禁止）

(1) 契約者等及び当社は、相手方の事業に関する技術上若しくは営業上の情報であって公然と知られていないもの、又は当社の顧客に関する情報若しくは当社が公開している範囲を超えた RIMS サービスの機能・仕様に関する情報を入手したときは、その入手した情報（以下「入手情報」という。）の存在及び内容を漏らし、又はこれを窃用してはいけません。

(2) 入手情報を取得した当事者は、当該入手情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

(3) 入手情報を取得した当事者は、入手情報又はこれが記録された資料を以下のいずれかの目的・方法で利用することができます。

①個人的もしくは家族内、事業部門内若しくは認定利用者間、又はこれに準ずる少人数の閉鎖的な人的範囲内で使用するために印刷し、印刷したものをこの閉鎖的な人的範囲内で配布すること。

②裁判所又は官公庁等に証拠資料として提出する目的で直接又は引用して印刷し、印刷したものを裁判所又は官公庁等に提出すること。

③前2号の用途に使用する目的で、当社資料を契約者等が恒常的に利用するコンピュータの内蔵ハードディスクに保存すること。

④その他、利用契約又は利用認定の目的の範囲内において、当社と契約者等との間で事前に書面にて取り決めた利用目的・方法にて利用すること。

(4) 契約者等は、前項に定める目的・方法以外で、入手情報を複製し、公衆送信し、出版し、頒布する等の利用を、自ら又は第三者に依頼して行ってはいけません。

(5) 前3項の規定は、利用契約の終了後も、これを適用するものとします。

(6) 契約者等は、利用契約の終了時まで、その保有する入手情報（CD-ROM、USB ドライブその他の媒体、及びクラウド上に保存された複製物、並びに印刷物等の入手情報が記録された複製物を含みます。）を完全に消去又は廃棄するか、当社に返還してください。

### 第36条（カスタマーハラスメントの禁止）

(1) 当社は、お客様との円滑な取引およびサービス提供を維持するために、相互の信頼と尊重に基づいた関係を重視しております。以下のいずれかに該当する行為（以下「カスタマーハラスメント」といいます。）を禁止します。

①暴言、脅迫、威圧的な言動

②当社従業員に対する人格を否定する言動や侮辱的な発言

③長時間の拘束や過度な要求（対応外の業務・契約外サービスの強要などを含みます。）

④SNS や掲示板等での名誉毀損、風評被害を目的とした投稿行為

⑤その他、社会通念上不相当と認められる言動

(2) 前項に該当する行為が確認された場合、当社は以下の措置を講じることがあります。

①当該行為の是正要請

②サービス提供の一時停止、又は契約の解除

③法的措置の検討および実施（損害賠償請求等を含みます。）

(3) 本条の定めに基づき当社が行った措置により、お客様に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません

## 第7節 著作権

### 第37条（著作権等）

(1) RIMS サービスに係る全てのデータ、図表、及びアプリケーション（以下「アプリケ

ーション等」という。)に関する著作権及び特許権、商標権、及びノウハウ等の知的財産権の一切は、当社に帰属するものとします。

(2) 前項の知的財産権には、RIMS サービスにおいて契約者等に提供される一切の物品、サービス及び第20条の作業において制作されたアプリケーション等に関するものの一切が含まれます。

(3) 契約者等は、本条第1項、第2項に規定するアプリケーション等につき、複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル、若しくは派生アプリケーションの制作その他の知的財産権の侵害行為を行ってはなりません。

(4) 契約者等は、営利目的の有無を問わず、第三者に第20条の作業において制作されたアプリケーション等及び前項の規定に反して制作等を行ったアプリケーション等の貸与・譲渡・担保設定等をしてはなりません。

(5) 契約者等は、RIMS サービスに係るアプリケーション等に表示されている著作権表示等を、当社の事前の許可なく削除又は変更してはなりません。

## 第8節 利用中止等

### 第38条 (利用の一時中断)

(1) 当社は、次の場合には、RIMS サービスの提供を一時中断することがあります。

①当社の RIMS サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

②第40条 (利用の制限) の規定により、RIMS サービスの利用を制限するとき。

③その他、RIMS サービスの運用を一時中断することが望ましいと判断したとき。

(2) 当社は、前項の規定により RIMS サービスを一時中断するときは、あらかじめ契約者に RIMS サービス管理画面、電子メール又は当社のホームページにより周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(3) 契約者等が RIMS サービスの利用の一時中断を希望する場合には、中断を開始する日から5営業日前までに RIMS サービス管理画面、電子メール又は当社のホームページにてその旨を当社に対して通知することにより、任意に中断を求めることができます。

(4) 前項の要求により RIMS サービスを一時中断するときは、当社は、あらかじめその中断の開始日と期間について、契約者に RIMS サービス管理画面、電子メール又は当社のホームページにて通知します。

### 第39条 (利用停止)

(1) 当社は、契約者等が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間について、RIMS サービスの利用を停止する場合があります。

①利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

②当社、及び第8条に定める第三者の名誉又は信用を毀損したとき、及び業務遂行・設備

に著しい支障を及ぼすおそれがある行為をしたとき、又は損害を与えたとき。

③本章第6節（禁止行為等）、又は第37条第3項乃至第5項（著作権等）の規定に違反したとき。

(2) 当社は、前項の規定により RIMS サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止とする期日と期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第40条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信、電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、RIMS サービスの利用を制限することがあります。

#### 第41条（RIMS サービス提供の終了）

(1) 当社は、技術上又は経営上、RIMS サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、3か月前の通知を以て RIMS サービスの提供を終了する場合があります。

(2) 前項の規定により、当社が RIMS サービスの提供を終了し、利用契約を解約する場合は、あらかじめ契約者に RIMS サービス管理画面、電子メール又は当社のホームページにより周知を行います。また、RIMS サービスの提供を終了する日をもって利用契約の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第3章 利用料金

#### 第42条（利用料金）

(1) RIMS サービスの料金は、RIMS サービスのご利用開始時に必要となる初期費用と定例費用、一部サービスの使用の度に料金が発生する従量課金（以下「従量課金」といいます。）、及び第20条（カスタマイズ）、第28条第5項（所定の範囲を超えた作業）などの各種の作業費から構成されます。

(2) 契約者は、RIMS サービスの料金を、当社に支払うものとします。

(3) 契約者が定められた RIMS サービスの利用可能範囲（利用契約において定めるデータベース登録物件数等）を3か月連続して超えた場合、当社は、その超過内容に即した新たな利用契約がなされたものとみなし、契約者に対し応分の料金を請求します。

(4) 契約者は、使用の度に料金が発生する従量課金による一部サービスを利用する場合には、別途料金表の定めるところに従って、その利用料金を都度支払うものとします。

(5) 契約者等は RIMS サービスの料金は、インフレ又は為替等の影響により、将来におい

て変更する可能性があることを承諾するものとします。

#### 第43条（利用料金の支払義務）

（1）契約者は、利用契約に基づいて、当社が RIMS サービスの提供を開始した日（以下「サービス提供開始日」という。）から起算して、利用契約の解除日を含む月の末日（お客様の解約予告通知が 2 か月未満の期日で為された場合は翌々月末日）までの期間について、利用料金及び従量課金等の支払いを要します。

（2）前項のサービス提供開始日は、電子メールの送信をもって通知するものとします。なお、当社が契約者等に対し、サービス提供開始（若しくは作業内容）に対する検査・確認（以下「検収」という。）を要請した場合、契約者は通知日又は最終納品日より 5 営業日以内にこの検収を実施するものとし、期間内に回答がない場合には、当社は、契約者による検収がなされたものとみなします。

（3）第1項の期間において、利用の一時中断又は停止等により RIMS サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

①利用の一時中断又は停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

②前号の他、契約者は、当社の故意又は重大な過失により RIMS サービスを全く利用できない状態が生じた期間の定例費用について、そのことを当社が知った時以後の利用できなかった日数に対応する RIMS サービスについての使用料を除き、RIMS サービスを利用できなかった期間中の契約者等の利用料金の支払いを要します。

③当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。ただし、利用の一時中断又は停止の期間が第29条（RIMS サービスレベル）に定める RIMS サービスレベルの範囲内の場合は、契約者は利用料金の支払いを要し、当社は料金の返還はいたしません。

#### 第44条（割増金）

契約者等は、料金の支払いを不法に免れた場合、その免れた額その他、免れた額（消費税相当額を加算しないものとします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### 第45条（延滞利息）

（1）契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除く）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年利14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

（2）本条に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

#### 第46条（料金等の計算方法等）

（1）利用料金は1か月単位で計算し、利用料金についての日割り精算（年額の場合の月割精算を含む）はいたしません。ただし、当社が必要と認めるとき（当社が返金する場合等）は、これによらず計算する場合があります。

（2）当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、第43条第1項及び第2項に定める利用料金の起算日を変更することができます。

（3）当社は、本規約で別段の規定がある場合を除き、請求金額についての受領分を返金しないものとします。

#### 第47条（端数処理）

当社は、利用料金等の算出に係る計算及び消費税計算等において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第48条（料金等の支払い）

（1）契約者は、当社が電子請求書により請求する料金を、当社が定める期日までに、指定する金融機関等における振込（振込手数料は契約者負担）又はクレジットカードにより支払っていただきます。なお支払いに係る手数料等は契約者の負担とします。

（2）契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（3）クレジットカードで支払う契約者等は、当社が電子請求書により請求する料金について正当な異議申し立てが支払期日までに無い場合、且つ、契約者等による決済URLのクリック等の支払い処理が支払期日までに無い場合は、当社側にて契約者等の支払い処理作業を実施することを承諾するものとします。

#### 第49条（消費税相当額の加算）

（1）第43条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により料金の支払いを要するものとされている額は、別段の記載のない限り、定める額に消費税相当額を加算します。

（2）本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づく計算をした場合等その計算方法により異なる場合があります、その場合は当社が請求した額を支払っていただきます。

#### 第50条（料金等の臨時減免）

当社は、第40条の場合の他、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、RIMS サービス管理画面、電子メール又は当社のホームページにより、その旨の周知を行います。

## 第4章 損害賠償

### 第51条（責任の制限）

当社の責めに帰すべき理由により RIMS サービスの提供をしなかったことによって、契約者等が RIMS サービスを利用できない事態が発生し、そのことを当社が知った時点から起算して1日以上その状態が連続したときは、当該契約者等において発生した直接損害（営業価値の喪失、業務又はサービスの停止に伴う逸失利益又は信用上の損害・損失等は含まないものとし、）を以下に定める範囲で賠償します。

#### 〔損害賠償の範囲〕

RIMS サービスを提供しなかったことを当社が知った時点以後、その利用できなかった日数に対応する定例月額費用（初期費用が含まれる場合には利用料金）を上限とします。

### 第52条（品質・瑕疵担保）

当社は、RIMS サービスの機能に不具合、バグ等のあること、又は権利的瑕疵（RIMS サービスのアプリケーションが日本国内における第三者の知的財産権の侵害をいいます。）が発見された場合には、速やかにこれを修正するよう努めるものとし、この場合の当社の責任は、本規約等に定めるものを除き、当該瑕疵を相当期間内に修正することに限られるものとし、それ以外の責任は一切負わないものとし、

### 第53条（免責）

(1) 当社は、RIMS サービスを提供するに当たって、善良なる管理者の注意をもってしても防御が困難な RIMS サービスのサーバに対する攻撃、不正アクセス、通信経路上での傍受等からの防御を保証するものではありません。

(2) 当社は、本規約等に定める他は、契約者等の RIMS サービスの利用により生じる結果については、いかなる責任も負わないものとし、

(3) 当社は、RIMS サービスを契約者等がご利用いただくにあたって、別途有償のバックアップサービスの提供に係る契約を当社と締結しない限り、契約者等が RIMS サービス内に保存したデータのバックアップを行いません。データの保存については契約者等ご自身の責任で実施して頂きますようお願いいたします。

(4) 契約者等が、RIMS サービスの利用により第三者（他の契約者等を含みます。）に対し損害を与えた場合は、契約者等は、自己の責任でこれを解決するものとし、当社は、いかなる責任も負わないものとし、

(5) 当社は、RIMS サービスの利用の一時中断（第38条）、利用停止（第39条）、利用の制限（第40条）及び RIMS サービス提供の終了（第41条）に伴い生じる契約者等の損害について、その責任を負いません。

(6) 契約者等においてサイバーテロ（コンピュータネットワークを通じて各種分野のシステムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為）、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、当社は責任を負いません。

(7) RIMS サービスの機能の中には、ポータルサイトとの連動（ポータルサイト連動入稿機能）、又はお客様あるいは第三者により構築された外部データベースとの連動（自社ホームページサイト連動機能）等、外部システムとの連携に関わるものが含まれますが、当社は、この外部システム側の機能・仕様変更、修正、バグ、サービス停止等の事項に関しては、当社側で保有している情報のうち契約者等に公開することが当該情報の提供者から許容されるものを契約者等に対して提供することができる他は、何らの責任も負うことはできません。また、ポータルサイト連動入稿機能を利用する際にポータルサイト側との間で必要となる契約、及び外部データベース連動の際の第三者との契約等は、契約者等がご自身の責任で行っていただきます。

(8) 当社は、RIMS サービス用設備からの応答時間等について、契約者等が接続しているインターネット通信回線サービス又は契約者等のインフラ環境、及び電気通信事業者の提供する電気通信設備等に起因するものは、いかなる責任も負いません。また、RIMS サービス用設備のうち当社が係らないアプリケーション（OS、ミドルウェア、DBMS 等）及びデータベース及びハードウェアに起因して発生した損害についても同様としますが、これらのうち、当社が第三者に委託したものについて、当社による選任又は監督上の過失がある場合においては、この限りではありません。

(9) 当社は、以下に定める事態及び損害の発生の防止に努めますが、これらについて一切の法律上の責任を負うものではありません。

①当社のサーバに蓄積・転送されたデータ、プログラムその他一切の電磁的記録が、当社のサーバその他の設備の故障、コンピューターウイルス又はセキュリティの欠陥等のために滅失し、損傷し、改変され、又は外部に漏れること。

②契約者等又は第三者が当社のサーバに接続することができず、又は当社のサーバに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。

③契約者等又は第三者が当社のサーバに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。

## 第5章 個人情報の取扱い

### 第54条（個人情報の取扱い）

(1) 契約者等から知り得た個人情報について、当社が別途「プライバシーポリシー」等を契約者等に提示した場合は、その内容に基づき当該個人情報を取り扱うものとします。なお、本規約等と当該「プライバシーポリシー」等の規定が異なるときは、当該「プライバシーポ

リシー」等の規定が本規約等に優先して適用されるものとします。

(2) 当社は、次の目的の達成に必要となる範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が RIMS サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。

①RIMS サービスの提供。

②当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング。

③当社が販売受託ないし取次等を行う役務又は商品等の紹介・提案及びコンサルティング。

④アンケート調査その他の調査に必要な物品又は謝礼の送付。

⑤役務・商品等にかかる品質等の改善、及び新たな役務・商品等の開発。

⑥各種キャンペーン、各種サービスのためのモニター等の案内。

⑦インターネット等を利用しての各種役務・商品情報等の案内。

⑧その他、上記に付帯・関連する事項

(3) 契約者等が法人等の団体である場合における当該契約者等の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

(4) 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。また、個人情報保護法、電気通信事業法その他の法令に従い、第三者に提供することがあります。

## 第6章 雑則

### 第55条（契約者等と第三者との間における紛争）

契約者等は、RIMS サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害その他一切の紛争について、契約者等自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。

### 第56条（暴力団等の排除）

(1) 当社は、利用者等が以下の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知又は催告を要しないで利用契約及びこれに付随する一切の契約の全部を解除することができるものとします。当該解除によって利用者等に損害が生じても、当社は、これを一切賠償する責任を負わないものとします。

①利用者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合。

②利用者等の代表者、責任者、又は実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、又は暴力団等への資金提供を行う等密接な交際がある場合。

③利用者等が、自ら又は第三者を利用して、当社又は RIMS と連動するホームページの

制作会社等に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は関係者が暴力団である旨を伝えた場合。

④利用者等が、自ら又は第三者を利用して、当社又は RIMS と連動するホームページの制作会社等に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。

⑤利用者等が、自ら又は第三者を利用して、当社又は RIMS と連動するホームページの制作会社等の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。

⑥利用者等が、自ら又は第三者を利用して、当社又は RIMS と連動するホームページの制作会社等の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合。

#### 第 57 条（法令等に規定する事項）

RIMS サービスの提供又は利用に当たり、本規約等及び利用契約に定めのない事項について法令等に定めがある場合、法令等の定めるところによります。

#### 第 58 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第 59 条（紛争の解決）

(1) 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

(2) 本規約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 60 条（事業譲渡又は事業移管）

株式会社アイソプラが、完全子会社である株式会社アクアが担う RIMS サービスの事業譲渡又は事業移管を受ける場合には、事業の権利義務移転日の 2 か月前に、RIMS サービス管理画面、電子メール又は当社のホームページにて契約者等へ通知を行うこととし、契約者等はこの事業譲渡又は事業移管について承諾するものとします。なお、権利義務の移転に伴う契約（本規約の再同意、同意書、覚書等）の締結は省略できるものとします。

2025 年 8 月 18 日 制定

2025 年 10 月 1 日 施行

株式会社アイソプラ/株式会社アクア

代表取締役 寺村 淳士

#### 附則 1 条

本規約制定日現在の契約者については、RIMS サービス管理画面に本規約を提示のうえ、2025 年 10 月 1 日より本規約が適用されるものとし、同時にライセンス付与認定を行ったものとします。